

「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 参加者の概要
- (2) 業務の体系と考え方
- (3) 業務実施体制
- (4) 配置予定現場責任者・担当技術者の概要
- (5) 業務実施方針
- (6) 工程計画、動員体制
- (7) 圃場・樹木調達計画
- (8) 植え付け計画
- (9) 育成管理計画

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 参加者の概要
- (2) 業務の体系と考え方
- (3) 業務実施体制
- (4) 配置予定現場責任者・担当技術者の概要
- (5) 業務実施方針
- (6) 工程計画、動員体制
- (7) 圃場・樹木調達計画
- (8) 植え付け計画
- (9) 育成管理計画

- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。申込者が4者以上の場合は書類選考を実施し、最大3者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、評価委員会にて採択を行う。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託プロポーザル評価委員会(以下、評価委員会)を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) 提案書の評価
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	環境創造局公園緑地維持課長
副委員長	環境創造局技術監理課長
委員	環境創造局みどりアップ推進課担当係長
	環境創造局南部公園緑地事務所担当係長
	環境創造局公園緑地整備課担当課長
	環境創造局政策課みどり政策調整担当係長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を環境創造局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年9月29日から施行する。